

鳥インフルエンザは、鳥(鶏、うずら、あひる、キジなど)に対する病気で、高い致死率を示します。鳥インフルエンザウイルスは鳥から鳥に直接または排泄物などを介して広がります。

人への感染は、感染した鳥やその排泄物、死体、内臓などと濃厚接触をすることで感染しますが、日本での報告はありません。また、鶏肉や卵を食べて感染した例はありませんが、不安な場合は、加熱(70℃以上)することでウイルス感染性がなくなります。

## ◆庭先で飼養している鳥を感染から守るために

鳥インフルエンザウイルスは日本に飛来する渡り鳥が運んできており、人や物および野生動物などに付着して持ち込まれます。毎日、健康観察を行うとともに次のような感染対策をお願いします。

### 1 飼養鳥を野鳥と接触させないようにしましょう。

野鳥が侵入しないよう防鳥ネットの設置、飼養施設に破損がないか、点検を行い、破損があった場合は早急に修理を行いましょ。

### 2 野鳥などの糞で飼養鳥の水やえさが汚染ないように気をつけましょう。

水やえさは毎日取り替えてください。

### 3 飼養施設、水やえさの容器などをこまめに清掃しましょう。

毎日1回容器は糞などの汚れを取り除き、清潔に保ちましょ。

清掃が終わったら、石鹸で手指をよく洗って、うがいも行ってください。

消毒は逆性石けんやアルコール、塩素系の消毒薬を使用しましょ。

### 4 人がウイルスを持ち込まないように気をつけましょう。

飼養舎に入るときは、専用の長靴に履き替えて、手指の消毒をしましょ。

部外者を飼養舎に近づけないでください。



鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに庭先などで飼っている鳥が感染することはありません。飼っている鳥を野山に放したり、処分をするようなことはしないでください。

飼っている鳥が死亡しても、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

原因のわからないまま、**次々と複数の鳥がまとまって死ぬなどの異常があった場合**には、**なるべく早く黒潮町または家畜保健衛生所にご相談ください。**

○お問い合わせ 本庁 農業振興課 農業振興係 ☎43-1888

高知県 西部家畜保健衛生所 ☎37-2148

☎090-8978-6474(夜間・休日)

**i**  
移行登録サイト開設のお知らせ

犬や猫のマイクロチップを、既存の民間登録団体(Fam、JKC、AIP Oなど)に登録している飼い主の皆さんへ

環境省のマイクロチップ登録サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」が6月1日から始まります。

犬や猫のマイクロチップの登録をしている飼い主の方は、5月31日までに移行登録サイトにアクセスし、手続きをすれば、無料※で環境省のデータベースにも登録できます。

手続きは左記URLおよびQRコードからも行えます。ぜひご登録ください。

※サイトで登録受付後、現在登録されている登録団体に、登録があるかどうかの確認を行います。登録がなかった場合には、装着・登録が証明できないため移行登録はできません。

【URL】

<https://www.aipo.jp/transfer>



QRコード

○お問い合わせ

公益社団法人 日本獣医師会

☎03-6384-5320

✉ [infome@nichju.or.jp](mailto:infome@nichju.or.jp)